

【居宅訪問型保育事業者対象】

幼児教育・保育の無償化について

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課
事業者指導担当

1

「特定子ども・子育て支援施設」について

令和元年10月、幼児教育・保育の無償化開始。

居宅訪問型保育事業者が無償化の対象事業者となるためには、世田谷区に申請し、無償化の対象事業者としての確認を受ける必要がある。

確認を受けた事業者を「特定子ども・子育て支援施設」という。

令和4年4月1日

「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」施行
令和4年4月1日以降、「特定子ども・子育て支援施設」のうち、国が定める「基準を満たす旨の証明書」が交付されている事業者のみ、無償化の対象事業者となる。

令和6年10月1日

法令で定められた経過措置期間が終了。原則として、どの自治体でも、「基準を満たす旨の証明書」が交付されている事業者のみ、無償化の対象事業者となる。

2

幼児教育・保育の無償化の対象事業者となるためには

以下の要件を満たしていること。

世田谷区に無償化の対象事業者となるための確認申請を行い、
確認を受けていること（＝特定子ども・子育て支援施設）。

確認申請を行う様式は、世田谷区HP（ページID：1404）に掲載されています。

国が定める「基準を満たす旨の証明書」が交付されていること。

3

「特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」について

子ども・子育て支援法第14条第1項（同法第30条の3による準用）
...区市町村による、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査
について規定。

子ども・子育て支援法が定める「特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準」に基づき、指導を実施。

4

1 子育て支援提供（預かった場合）の記録

✓ 「誰に」「いつ」「どのような支援を」提供したか記録する。

【作成書類例】**児童票、出席簿、保育日誌** 等

2 利用料及び特定費用の額の受領

利用料

✓ 利用料の額を利用契約書に明記する。

特定費用（食事の提供に要する費用・移動に伴う交通費等）

✓ 支払いを求める事項を書面により明らかにする。

✓ 支払いを求める事項の説明を行い、同意を得る。

【作成書類例】**利用契約書、重要事項説明書** 等

5

3 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

✓ 利用料の額と特定費用の額を区分して記載したものを、保護者に交付。

✓ 「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の控えを保管。

【手続き等について】

・様式等は、世田谷区HP（ページID：1405）に掲載あり。

幼稚園等に在籍している利用者の手続きは、世田谷区HPの以下の箇所を参照。

新制度未移行幼稚園.....ページID：1651

新制度移行幼稚園、私立認定こども園.....ページID：1407

（区立幼稚園・区立認定こども園に在籍している利用者の手続きは、乳幼児教育・保育支援課

〔電話：03-6453-1531〕にお問い合わせください。）

6

4 施設等利用費（無償化）の不正等に関する区への通知

- ✓ 保護者が偽りその他不正な行為によって、施設等利用費（無償化）の支給を受けたり、又は受けようとしたとき、その旨を区に通知。

5 子どもを平等に取り扱う原則

- ✓ 子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしない。

7

6 秘密保持等

- ✓ 業務上知り得た、子ども及びその家族に関する情報を、退職（事業廃止）後も含め、漏らさない。
- ✓ 小学校その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得る。

【作成書類例】個人情報提供に関する同意書 等

緊急時等に、医療機関など外部の機関に対して子どもの情報を提供する場合を想定して、あらかじめ保護者から得る必要がある同意書です。

契約時に保護者に交付した書類（契約書・重要事項説明書等）で同意を得られていれば不要です。

7 記録の整備

- ✓ 預かり記録（児童票、出席簿、保育日誌）等を5年間保存。

8

ページIDによる検索方法

The screenshot shows the Setagaya City website's search menu. A red circle highlights the search menu icon in the top right corner, with a blue callout bubble containing the text: 「検索メニュー」をクリック。 (Click the search menu).

The search menu is open, showing several options. A red circle highlights the input field under the option 「ページIDから探す」 (Search by page ID), which contains the number 1404. A blue callout bubble points to this field with the text: ページIDを入力。 (Enter page ID).

Other options in the menu include: 「キーワードから探す」 (Search by keyword), 「よく検索されるキーワードから探す」 (Search by frequently searched keywords), and 「旧ページID (ページ番号) から探す」 (Search by old page ID (page number)).

9

ご視聴ありがとうございました。

[本件担当]

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 事業者指導担当

電話 03 - 5432 - 2402

10